



第52期 定時株主総会 招集ご通知

2024年3月1日から2025年2月28日まで

開催情報

日時：2025年5月21日(水曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号

プラザANSビル 2階ホール

会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



株式会社コックス

証券コード：9876

証券コード9876
2025年5月2日
(電子提供措置の開始日 2025年4月28日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

株式会社コックス

代表取締役社長 三宅英木

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第52期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cox-online.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので以下の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年5月20日（火）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月21日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号
プラザANSビル 2階ホール
※会場を前回の定時株主総会から変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 取締役の報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されております。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーにつきましては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とのお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年5月21日（水曜日）午前10時

会場 東京都中央区日本橋浜町一丁目 1 番12号 プラザANSビル 2階ホール

※会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月20日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年5月20日（火曜日）午後6時入力完了まで

■インターネットと郵送の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。
また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効とします。



議決権行使が簡単に！
「スマート行使[®]」対応

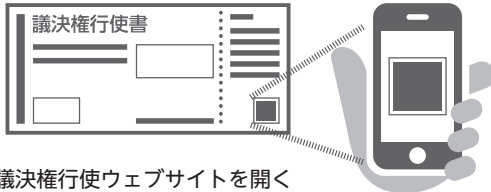
スマートフォンからQRコード[®]を読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

インターネットによる議決権行使

◆「スマート行使」によるご行使◆

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

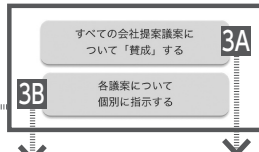
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

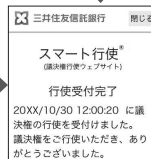


各議案について個別に指示
する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。

全ての会社提案議案
について「賛成」する



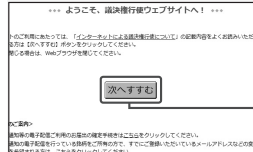
確認画面で問題なければ
「この内容で行使する」
ボタンを押して完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[※]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

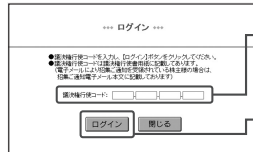
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」を
クリック

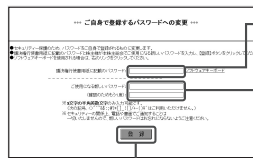
2 ログインする



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 パスワードを入力する



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

目 次

招集ご通知	1
-------	---

株主総会参考書類	6
----------	---

事業報告	14
------	----

連結計算書類

連結貸借対照表	32
---------	----

連結損益計算書	33
---------	----

連結株主資本等変動計算書	34
--------------	----

計算書類

貸借対照表	35
-------	----

損益計算書	36
-------	----

株主資本等変動計算書	37
------------	----

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	38
----------------------	----

会計監査人の監査報告書	41
-------------	----

監査役会の監査報告書	44
------------	----

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役 三宅英木氏、山岡良司氏、福崎晴康氏、三浦隆司氏、若林泰氏、湯澤美和氏の 6 名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため 1 名増員し、取締役 7 名（内 社外取締役 2 名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 み や け ひ で き 三宅 英木 再任

生年月日	1969 年 4 月 19 日（56 歳）	所有する当社の株式数	2,419 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992 年 4 月 丸紅(株)入社 2011 年 9 月 (株)フリーズインターナショナル取締役 2012 年 3 月 (株)サンエー・インターナショナル執行役員 2014 年 7 月 (株)オンワード樫山クリエイティブオフィサー 2018 年 2 月 イトキン(株)副社長執行役員 2021 年 5 月 当社代表取締役社長（現任） 2021 年 9 月 当社デジタル推進本部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	三宅英木氏は、(株)フリーズインターナショナル取締役、(株)サンエー・インターナショナル執行役員、(株)オンワード樫山 クリエイティブオフィサー、イトキン(株)副社長副社長執行役員等の実績により、多様な価値観の下での企業経営や事業再生の分野における豊富な経験と実績を有し、これらに基づく多角的な視点での変革力は当社の経営に不可欠であり、当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	三宅英木氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

2 やまおか りょうじ 山岡 良司

再任

生年月日	1962年 8月14日（62歳）	所有する当社の株式数	13,794株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1985年 4月（株）タカキュー入社 1996年 3月（株）メルスチーフバイヤー 1998年 7月 同社 関東中央地区地区長 2004年 2月（株）ブルーグラス店舗開発課長 2010年 8月 当社店舗開発部開発担当 2014年 2月 当社店舗開発部長 2020年 4月 当社営業本部長 兼 店舗開発部長 2020年 5月 当社取締役営業本部長 兼 店舗開発部長 2021年 2月 当社取締役営業本部長 2022年 3月 当社取締役販売・店舗開発管掌（現任）		
取締役候補者の 選任理由	山岡良司氏は、専門店事業会社及び当社において、店舗開発部長、営業本部長等の豊富な経験と実績を有し、店舗運営や出店交渉等に関する幅広いネットワークと知見は、当社の経営にとって必要不可欠であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	山岡良司氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

3 福崎 晴康

再任

生年月日	1963年12月14日（61歳）	所有する当社の株式数	4,019株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年3月 当社入社 2011年10月 当社ikka事業部長 2014年2月 当社事業サポート部長 2015年5月 当社マーケティング部長 2019年3月 当社商品開発部長 2020年1月 当社生産・調達部長 2020年5月 当社商品本部長 2021年5月 当社取締役商品本部長 2022年3月 当社取締役商品・事業開発管掌（現任）		
取締役候補者の選任理由	福崎晴康氏は、ikka事業部長、マーケティング部長、商品開発部長、商品本部長の経験と実績により、商品戦略における高い能力と専門性を有しており、これらの幅広い知見とリーダーシップは、当社の経営に必要不可欠であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	福崎晴康氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

4 小俣 雅之

新任

生年月日	1964年10月14日（60歳）	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1987年3月 ジャスコ(株)（現 イオン(株)）入社 2008年8月 同社 グループ人事部人事企画グループマネージャー 2012年10月 同社 人事部マネージャー 2013年9月 (株)ダイエー 人事部長 2018年4月 イオンアセアン本社 人事総務本部長 2020年3月 イオン(株) アセアン担当付 2024年5月 イオンタイランド取締役 管理本部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	小俣雅之氏は、当社の親会社及び国内外の関連会社において、管理分野における豊富な経験と高い見識を有しており、それらはコーポレートガバナンスの強化のため必要不可欠であると考えております。これらの経験・見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	小俣雅之氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

5 み うら たか し 三浦 隆司

再任

生年月日	1962年 9月29日 (62歳)	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年 3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1996年 3月 タルボットジャパン(株)商品部長 2002年 2月 同社営業本部長 2003年 5月 同社専務取締役営業本部長 2006年 3月 広東ジャスコ 社長 2012年 3月 イオンリテール(株)取締役 兼 専務執行役員 GMS改革・専門店化推進担当 2013年 3月 同社取締役 兼 常務執行役員 衣料商品企画本部長 2017年 3月 同社執行役員商品企画本部長 2018年 3月 トップバリュコレクション(株)専務取締役 2019年 3月 同社代表取締役社長 2023年 3月 イオン(株)専門店担当責任者 (現任) 2023年 5月 当社取締役 (現任) 2023年 5月 (株)ジーフット取締役 (現任) 2023年 5月 メガベトロ(株)取締役 (現任) 2023年 5月 (株)メガスポーツ取締役 2024年 3月 同社代表取締役社長 (現任)		
取締役候補者の選任理由	三浦隆司氏は企業経営とりわけアパレル専門店事業において、豊富な経験と実績、高い見識を有しており、幅広い視野と高い視座を活かして事業執行の監督に尽力いただけるものと考えております。 これらの経験・見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	三浦隆司氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

6 若林 泰

わかばやし

やすし

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1953年 6月25日（71歳）	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1976年 4月 三菱商事(株)入社 2000年 1月 同社・ブラジル三菱商事C F O 2011年 6月 (株)日本ケアサプライ常勤監査役 2013年 7月 (株)ポイント（現(株)アダストリア）専務執行役員 2015年 6月 (株)ヴィジオ代表取締役（現任） 2016年 5月 当社社外取締役（現任） 2019年 4月 AFSコーポレーション(株)社外監査役（現任） 2020年 3月 アリアンツ生命保険(株)社外監査役 2020年 5月 イオン・アリアンツ生命保険(株)社外監査役（現任）		
社外取締役候補者の 選任理由及び 期待される役割	若林泰氏は、長年の財務経理部門の経験に加えて高い倫理観・公正性などの人的要素を備え、三菱商事(株)、(株)日本ケアサプライ、(株)ポイント（現(株)アダストリア）において要職を歴任し、特に一般消費者を顧客とする事業会社での経営経験も豊富であり、これまで培われたノウハウ、知見を活かし取締役会においては、主に経営的視点から業務執行の監督に尽力いただいております。 また、当社の指名・報酬委員会等における積極的な提言や助言を通じて、コーポレートガバナンス向上への貢献を期待して社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	若林泰氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

生年月日	1964年12月10日（60歳）	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990 年 4 月 ㈱資生堂入社 1993 年 10 月 LVMHモエヘネシー・ルイヴィトン㈱入社 2002 年 7 月 日産自動車㈱入社 2008 年 4 月 アデコ㈱経営監査室長 2016 年 5 月 当社社外取締役（現任） 2019 年 10 月 ㈱AWA（エイ・ダヴリュー・エイ）代表取締役（現任） 2019 年 10 月 ハンタージャパン㈱VP Finance & Operations APAC（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	湯澤美和氏は、国内外の教育・経営スタイルの経験に加えて、高い倫理観・公正性などの人的要素を備え、消費財を中心とした業界におけるコーポレート機能全般（経営管理、財務管理、資金管理、サプライチェーン、ビジネスプロセス改善、内部監査など）の豊富な経験と知見を有しており、特にダイバーシティ経営の推進及びガバナンス強化の観点から貢献いただいております。 また、当社の指名・報酬委員会等における積極的な提言や助言を通じて、コーポレートガバナンス向上への貢献を期待して社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	湯澤美和氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. イオン㈱は当社の親会社であります。
3. 小俣雅之氏、三浦隆司氏の現在および過去10年間の親会社および同社の子会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。
4. 若林泰氏および湯澤美和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、両氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出を継続する予定であります。
5. 若林泰氏および湯澤美和氏が選任された場合、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の責任において、当社の定款第28条に基づき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を継続する予定であります。
6. 若林泰氏及び湯澤美和氏の当社社外取締役の就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年となります。
7. 当社の親会社であるイオン㈱は、保険会社との間で、複数のグループ会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役・監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。

第2号議案 取締役の報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2007年5月17日開催の第34期定時株主総会におきまして、取締役の報酬額を年額2億円以内（金銭による報酬額として、従来の業績報酬部分を含めて年額1億7,000万円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額3,000万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社では、かねてより役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

今般、三期連続の黒字化を踏まえ、取締役に対する報酬等につきましては、次の内容に改定したいと存じます。

まず金銭報酬部分につきましては、従来の取締役に対する金銭報酬枠（ストックオプション公正価値分を除く）を維持するとともに、株式報酬型ストックオプション分につきましては、従来の上限付与株式数を引き上げたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は7名（うち社外取締役2名）になります。

1. 取締役の報酬等

取締役の報酬等の額を金銭報酬額として年額1億7千万円以内、うち社外取締役分として年額3千万円以内とさせていただくとともに、株式報酬型ストックオプション分につきましては、従来の上限付与株式数を引き上げ、年間700個以内（70,000株以内）とし、この株式報酬型ストックオプションにつきましては、ご承認いただきました個数の範囲内で、毎年、取締役会の決議に基づき、以下の内容の新株予約権を当社の取締役に対して割り当てます。

2. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

700個を1年間の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式70,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の併合、合併、会社分割を行なう場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勧告のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の発行日および発行価額

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、これを発行する日は毎年6月21日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）とする。ただし、新株予約権は取締役の職務執行の対価として発行するものであり、発行に際しては金銭の払込を要しないものとする。

- (4) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は1円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行なった場合は、行使価額は、1円を調整後の株式数で除した金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
各新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。
- (6) その他新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権については、各年度付与分の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (7) 新株予約権の消却事由および消却条件
- ① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記（6）①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、禁固以上の刑に処せられた場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合、（9）に定める権利承継者につき相続が開始された場合、新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合、その他取締役会により定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡等の禁止
新株予約権者および次の（9）に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (9) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を相続することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (10) 新株予約権証券の発行
新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (11) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

事 業 報 告

(2024 年 3 月 1 日から
2025 年 2 月 28 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当期の連結業績は、売上高153億2百万円（前年同期比102.8%）、営業利益12億63百万円（前年同期比105.4%）、経常利益13億23百万円（前年同期比94.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億96百万円（前年同期比104.8%）となりました。

また、国内事業単体業績は、売上高152億94百万円（前年同期比102.8%）、営業利益12億65百万円（前年同期比105.9%）、経常利益13億34百万円（前年同期比95.6%）、当期純利益は12億3百万円（前年同期比105.1%）となりました。

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国の経済は、雇用の改善や名目賃金が増加する等、景気は緩やかな改善傾向であります。一方、地政学リスクや世界的な物価上昇、為替の変動など様々なりリスクが顕在化しており、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

当社の属するアパレル・ファッション業界におきましても、原材料費、物流費、電力料の高騰に加え、賃上げや、労働力の困り込みおよび不足解消のための人件費、求人費の上昇などによる販管費の上昇、また、物価上昇が賃上げのペースを上回っていることから、個人消費においては生活防衛的な消費者行動が続くなど厳しい経営環境となりました。

当社は、このような厳しい環境下にあって、『Beautiful Life Innovator（新生活提案企業）への進化』を実現するため、重点施策として掲げている「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」に継続して取り組んでまいりました。

「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」においては、著名タレントとの雑誌タイアップ企画を、春・秋ともにメンズ商品にも拡大することでブランド発信強化・プロパー売上拡大策を推進いたしました。また、第4四半期にはLBCおよびDtoCブランドにおいてもWEB雑誌媒体でのタイアップ企画を実施いたしました。ikkaブランドのリニューアルについては、87店舗まで完了しており、引き続き改装店舗を拡大してまいります。

MD改革におきましては、販売面では前連結会計年度から引き続き、値引き販売の抑制、催事・EC等でのキャリア商品の丁寧な活用を推進してまいりました。夏物商戦においては、夏物在庫の積み増しが8月度の売上伸長に寄与いたしました。下期では、昨年以上に長引いた残暑により秋冬商品の動き出しが鈍く10月度は苦戦した一方、気温低下に伴い11月度以降は前年売上超過が継続いたしました。商品調達面では、中国ならびにアセアン地域からの商品調達による仕入原価の低減、為替予約の実施等によりリスクの軽減を図った結果、売上総利益率は0.2ポイントの改悪にとどまりました。

「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」においては、自社ECサイト強化に向けたコックスメンバーズクラブ会員アプリのリニューアルを4月に実施いたしました。店頭での会員獲得強化の継続とアプリ上での会員メリットの強化を行った結果、自社ECサイトでの売上高前年比は114.9%と伸長いたしました。DtoCでは、SNSを通じた新規顧客獲得策として開始したインフルエンサーとのコラボ商品がブランド認知度拡大と売上拡大の両面で奏功したことに加え、上述のWEB雑誌タイアップ企画により、EC限定ブランド（notch.、NONEED、VENCE share style）は売上高前年比119.0%と伸長し、EC売上合計では前年比109.0%となりました。

「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」においては、タイアップ商品を中心としてプロパー販売を強化するとともに、再来店クーポン販促の拡充、店内造作の見直しによる売場体積・陳列在庫の拡大ならびに接客強化を図り、販売効率の向上に努めてまいりました。

店舗数におきましては、3店舗を閉店した一方で、期間限定店舗として展開していた2店舗を正規出店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、175店舗となりました。これらの取り組みにより、既存店売上高前年比は100.7%となりました。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）に対する取り組み

当社は、2018年10月よりSDGs委員会を立上げ、世界で解決しなければならない課題に対して、私たちができることを一企業として3つの「つくる」を軸に活動しています。

① ちいきづくり

「ちいきづくり」として、地域の発展・コミュニティの形成に貢献するため、災害等の緊急支援募金活動や、全国各都道府県への出店による人材採用などを行っております。当連結会計年度においては、年間200名を超える新規採用を実現しました。また、60名以上のパートナー勤務者が、時短勤務からフルタイム勤務へ契約更新しております。

② ものづくり

「ものづくり」として、廃棄量の削減に貢献するため、生産量の適正化や在庫消化販売体制の強化を行っております。また、サステイナブルな商品開発を進め、CO₂削減に貢献するため、自然由来素材・再生素材の積極的使用や環境に配慮した副資材の使用推進、配送回収の低減などを行っております。当連結会計年度においては、アパレル商品の総仕入に対する再生素材使用比率が10.5%となり、前連結会計年度から2.7ポイント上昇いたしました。

③ ひとづくり

「ひとづくり」として、働きやすい環境を促進するため、女性管理職やイクボスの育成を進めるとともに、パートナー従業員の活躍を社内で評価し、表彰する制度を開始いたしました。また、多様性を尊重し、LGBTQへの理解を深める啓蒙活動を継続的に実施するとともに、障がい者や外国人の雇用も積極的に行っております。

(3) 設備投資及び資金調達についての状況

当連結会計年度の設備投資は、24店舗の店舗活性化を実施しました。この結果、当連結会計年度の設備投資総額は18百万円となり、自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	連 結			
	第 49 期 (2021年度)	第 50 期 (2022年度)	第 51 期 (2023年度)	第 52 期 (2024年度)
売 上 高 (千円)	13,276,374	14,859,037	14,885,916	15,302,247
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△832,531	421,956	1,396,424	1,323,350
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,370,927	207,888	1,142,210	1,196,567
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△49.65	7.53	41.35	43.32
総 資 産 額 (千円)	9,454,838	10,209,619	11,833,257	13,247,020
純 資 産 額 (千円)	5,933,275	6,264,947	7,612,563	8,912,066
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	214.76	226.78	275.47	322.28

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

2026年2月期においては、経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調で推移する一方で、継続的な物価上昇や人件費の高まりを受けたコストの増加、人手不足の深刻化への懸念等が続くものと考えられます。海外経済においても、米国の今後の政策動向による影響、中国景気の下振れ等の懸念があり、そうした国内外の諸問題に伴う資源・材料の価格高騰、円安継続など、依然として先行き不透明な経済状況が続くものと想定しております。

そのような環境に対応していくため、『Beautiful Life Innovator（新生活提案企業）の深化』を掲げ、「店舗売上の拡大」「EC売上の拡大」「荒利率の維持・改善」の3つの重点施策を進めることで、安定成長を目指します。

「店舗売上の拡大」については、「ikka THE BEAUTIFUL LIFE GREEN STORE」へのリニューアル、雑誌タイアップ企画を拡大するとともに、好立地への移設等も含めた坪効率の改善に努めてまいります。接客面においては、人員体制の再整備、平日・土日祝の人員調整等、人時売上の効率化を進めてまいります。

「EC売上の拡大」については、専門人材の確保・育成に継続して取り組むと共に、自社EC運営においては、前年リニューアルした会員アプリの稼働率を高めるため、登録の簡略化・インセンティブ強化等を通じて売上拡大を図ってまいります。外部モールECにおいては、インフルエンサーとのコラボ強化等、セールに頼らない売上の確保に努めてまいります。

「荒利率の維持・改善」については、雑誌タイアップ企画等による正価販売の拡大を図っ

て参ります。商品調達面においては直買・直商流の更なる推進を図るとともに、その中でも生産地のアセアン比率を高めていくこと、取引先の絞り込み等で原価率の維持を図ってまいります。

当社はさまざまな社会情勢の変化に迅速に対応し、お客さまから支持していただけるブランド・会社へと成長させることで、事業構造を改革してまいります。

(6) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、紳士衣料、婦人衣料、子供衣料、服飾雑貨、生活雑貨並びに関連商品の小売販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び従業員の状況（2025年2月28日現在）

① 当社グループの主要な営業所

営業店舗数は、1都1道2府40県にまたがり、日本国内で店舗展開しております。分布状況は次のとおりです。

地区 \ 区分	ikka	LBC	合 計
北 海 道 ・ 東 北	30	—	30
関 東	39	13	52
中 部	25	3	28
近 畿	27	4	31
中 国 ・ 四 国	16	—	16
九 州	18	—	18
合 計	155	20	175

② 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
292名	27名減	48.1歳	18.1年

- (注) 1. 上記従業員の他に、パートタイマーは最近1年間の平均で439.7名（但し、1日8時間換算による）おります。
2. 従業員数にはイオン(株)及びその関係会社等への出向者18名を含んでおり、イオン(株)及びその関係会社等からの受入出向者12名を含んでおりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン(株)であります。同社は当社株式を19,744,306株（うち、間接所有分は1,022,074株）保有しており、出資比率は71.5％（うち、間接所有分は3.7％）であります。

② 親会社等との取引に関する状況

当社は、イオン(株)を親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は、イオン(株)の子会社であるイオンリテール(株)等から店舗の賃借をしております。取引を実施するに当たっては、一般的な取引と同様に市場相場に基づき交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断および理由

当該取引に当たっては、法令、社内規程に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が一般的な取引と同等であることを確認のうえ、実施の可否を決定しており、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社の状況

名 称	住所	当社の出資比率	主な事業内容
BLUE GRASS (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海	100%	商品供給事業

(9) 主要な借入先及び借入額（2025年2月28日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,711,028株（自己株式86,914株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 11,038名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
イオン株式会社	18,722,232株	67.77%
株式会社フジ	535,355	1.94
イオンフィナンシャルサービス株式会社	485,255	1.76
コックス社員持株会	351,025	1.27
コックス共栄会	294,702	1.07
J P モルガン証券株式会社	251,500	0.91
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	228,045	0.83
三井住友信託銀行株式会社	209,000	0.76
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	168,300	0.61
楽天証券株式会社	104,900	0.38

(注) 持株比率は、自己株式（86,914株）を除いて計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	保持者	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	行使価額
第16回新株予約権 (2023年5月10日)	2023年6月10日～ 2038年6月10日	取締役 3名	196個	19,600株	1株当たり 153円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2024年5月10日)	2024年6月10日～ 2039年6月10日	取締役 3名	295個	29,500株	1株当たり 215円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権についてはその数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
三 宅 英 木	代表取締役社長 兼 デジタル推進本部長	—
山 岡 良 司	取締役 販売・店舗開発管掌	—
福 崎 晴 康	取締役 商品・事業開発管掌	—
三 浦 隆 司	取締役	イオン(株)専門店担当責任者 (株)ジーフット取締役 メガペットロ(株)取締役 (株)メガスポーツ代表取締役社長
若 林 泰	取締役	(株)ヴィジオ代表取締役 A F S コーポレーション(株)社外監査役 イオン・アリアンツ生命保険(株)社外監査役
湯 澤 美 和	取締役	(株)AWA代表取締役 ハンタージャパン(株) VP Finance & Operations APAC
酒 井 慶 美	常勤監査役	(株)メガスポーツ監査役
長谷部 啓	監査役	—
森 岡 裕 文	監査役	イオン(株)経理部マネージャー
村 上 竹 司	監査役	イオン(株)専門店担当付 ブランシェス(株)取締役 R.O.U(株)取締役 イオン・シグナ・スポーツ・ユナイテッド(株)取締役

- (注) 1. 2024年5月24日開催の第51期定時株主総会において、監査役米満昭弘氏が辞任し、森岡裕文氏が監査役に就任いたしました。
2. 社外取締役若林泰、同湯澤美和は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役酒井慶美、監査役長谷部啓は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役若林泰、同湯澤美和及び社外監査役長谷部啓を東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 監査役長谷部啓氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

取締役の報酬限度額は、2007年5月17日開催の第34期定時株主総会において、年額2億円以内（このうち、金銭による報酬額として役員賞与を含めて年額1億7,000万円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額3,000万円以内）とすることを決議いただいております。監査役の報酬限度額は、1990年5月12日開催の第17期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。

■当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬については、社外取締役が委員長かつ過半数を占める指名・報酬委員会で協議のうえ取締役会に答申することにより、プロセスの客観性、透明性の高いものとしており、以下の方針を2021年3月25日開催の取締役会において決議いたしました。

① 当社取締役報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の経営理念である「お客さまのファッションやライフスタイルを彩る、本質的なゆたかさを提供し続ける」を実践し、またSDGsにも積極的に取り組むとともに、業績向上に寄与する経営戦略遂行を強く動機づけできる報酬制度とする。
- 2) ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とする。

② 取締役の報酬等の決定プロセス

- 1) 取締役の報酬等の額は2007年5月17日第34期定時株主総会第5号議案にて金銭による報酬額として従来の役員業績報酬部分を含めて年額1億7,000万円以内とすることで承認可決されており、当該株主総会決議により授權された範囲において取締役会にて決定する。
- 2) また、各取締役個別の報酬の決定については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績を踏まえた評価配分案を作成し決定する。

③ 取締役の報酬等の構成及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の報酬は、以下のとおり基本報酬（月額報酬）と業績報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成される。また、社外取締役の報酬は基本報酬のみとし、業務の執行をせず社外取締役に該当しない取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

1) 基本報酬

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給する。

2) 業績報酬

会社業績報酬及び個人別業績報酬で構成される。業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。なお、業績報酬は、毎年一定の時期に支給する。

3) 株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）

- a. 当社は、株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、常勤取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。
- b. 新株予約権の目的となる付与個数については、取締役会において役位別基準金額に対して当該年度の業績に基づき決定する。
- c. 新株予約権は、毎事業年度一定の時期に付与される。

4) 業績報酬に係る指標の内容

業績報酬の支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減並びにその内容等を考慮する。株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、付与年度の経常利益が公表数値を達成した場合は全数を、達成率が「80%未満」の場合は半数を付与するものとする。また、付与年度の経常利益が赤字の場合は付与しない。

- 5) 業績報酬に係る指標の目標及び実績について前事業年度における連結経常利益は13億23百万円となり、期初に設定した目標連結経常利益を上回る結果となりました。

④ 各報酬等の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代位別の基本報酬、業績報酬及びストックオプション（非金銭報酬）の報酬総額に占める割合は、以下を基本方針とする。

- 1) 報酬等の種類ごとの比率の目安は、60%から68%程度を基本報酬、25～30%程度を業績連動金銭報酬、6%から10%程度を株式報酬型ストックオプション報酬としている。
- 2) なお、総金銭報酬（基本報酬＋業績連動金銭報酬）に占める業績報酬のウェイトは、30%程度とし、上位役位ほどその割合を高めることとしている。

上記の方針に則った審議を経て、2024年5月24日開催の取締役会での委任を受けた代表取締役社長三宅英木が決定いたしました。

この権限を委任した理由は、当社全体業績を勘案し、各取締役の評価を行うには、代表取締役社長の同氏への委任が適していると判断したためです。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会の答申を経て、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

■監査役の報酬等

監査役の報酬等は、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しており、職責に応じた基本報酬のみを支給しております。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取 締 役 (うち社外取締役)	77,022 (9,600)	54,480 (9,600)	16,200 —	6,342 —	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,700 (15,700)	15,700 (15,700)	— —	— —	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	92,722 (25,300)	70,180 (25,300)	16,200 —	6,342 —	7 (4)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名、監査役3名がそれぞれ存在していることによるものであります。
2. 当社には使用人を兼務している取締役はおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年5月25日開催の第48期定時株主総会において、年額1億7千万円以内（うち、社外取締役分として年額3千万円以内）とし、株式報酬型ストック・オプション分については年間440個（44,000株以内）と決議いただいております。
4. 監査役2名は社外監査役であります。
5. 監査役の報酬限度額は、1990年5月12日開催の第17期定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。
6. 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。
7. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

株主総会決議に関する事項

役員区分	株主総会 決議日	基本報酬ならびに 業績報酬	株式報酬型 ストックオプション	当該定時株主総会終結 時点の員数
取締役	2021年5月25日 (第48期定時株主総会)	年額1億7千万円以内 (うち社外取締役：基本 報酬のみ3千万円以内)	44,000株以内 (社外取締役付与なし)	7名 (うち社外取締役2名)
監査役	1990年5月12日 (第17期定時株主総会)	基本報酬のみ 年額3千万円以内	—	3名

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役若林泰氏、同湯澤美和氏との間には、定款第28条に基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。社外監査役長谷部啓氏との間には、定款第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社であるイオン(株)は、保険会社との間で複数のグループ会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各候補者が取締役および監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者及び当社に対する取締役・監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の状況及び当期における主な活動状況等

社外取締役 若林 泰氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会16回中16回出席し、長年の財務経理部門の経験に加え、三菱商事(株)の投資企業6社へ経営幹部として派遣された豊富な職務経験、特に一般消費者を顧客とする事業会社での経営経験と知識により、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 湯澤 美和氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会16回中16回出席し、国内外両方の経営スタイルの経験や多様な環境で得た豊富な知見により、当社のダイバーシティ経営の推進及び、内部統制構築に関して議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 酒井 慶美氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

同氏は、当社の常勤監査役であります。

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回出席し、グループ会社の営業本部長、内部監査室長、商品部長等として培った豊富な経験と高い見識に基づき、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 長谷部 啓氏

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回出席し、税務の専門家としての豊富な経験と知識に基づき、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

② 社外役員の報酬等の総額及び親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等	摘 要
社外役員の報酬等の総額等	4 名	25,300千円	12,000千円	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意をした理由

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35,500千円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるBLUE GRASS (SHANGHAI) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務の執行にあたっては、グループ共有の行動規範である「イオンの基本理念」および当社が定める「コックス行動規範」、「コックスビジネス行動指針」を行動の基本とし、法令若しくは定款の違反を未然に防止する。
- ② 当社は、取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制を採っている。
- ③ 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則に則り、経営上の重要事項の決議を行い、報告を受ける。業務執行取締役は、3か月に1回以上自己の職務の執行状況を取締役会に報告する。また、取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
- ④ 当社は、監査役による監査の実効性を確保するため、社外監査役を選任するとともに、定期的に監査役会を開催し取締役から業務の執行状況の報告を受ける。
- ⑤ 当社は、内部統制全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役が参加する内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、内部統制担当責任者を指名し、各業務部門の長が適宜参画し、その事務局を総務担当部門に置く。内部統制委員会は、内部統制のシステム構築のために規程・マニュアル類の整備や実務的対応策を策定し、所定の手続きにより承認を得て、各業務部門に展開する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議並びに重要な会議については、取締役会規則その他社内規程に従い適切に記録、保存及び管理を行なう。
- ② 会社情報の正確かつ適切な開示を重視し、開示における社内体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、内部統制委員会の実務的対応策の策定を受け、それぞれの担当業務部門にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等により全従業員に周知させ徹底を図る。
- ② 各業務部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行なう。各業務部門の長は、リスク管理の状況を内部統制委員会に定期的に報告する。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、総務担当部門が中心となり、弁護士や警察等外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則として月1回定期的に開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行なう。
- ② 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については社内規程に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定する。
- ③ 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各業務部門の長らが迅速に遂行しているが、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な決裁手続きを定める。
- ④ 当社は、中期経営計画を立案すると同時に、年度ごとに方針及び予算を策定している。各業務部門は、これを受けて部門方針と政策並びに予算を作成し、これに基づく月次の業績管理を行なうとともに、四半期ごとに経営会議で部門政策の進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① ステークホルダー及び地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス管理規程を作成し、社内教育にも取り入れる。
- ② 職場や業務で重大な倫理・コンプライアンス違反の事実、又はその疑いがある情報に接した従業員等が、その情報をコンプライアンス担当部門に直接提供することができる内部通報制度を構築し、事実の早期発見、対策、及び再発防止に努める。
- ③ 内部監査部門として経営監査室を設置しており、各部門の業務プロセス等を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会にも定期的に報告することにより業務改善に努める。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社は、グループ会社向けの部門会議を定期的で開催し、法改正の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を図っている。なお、具体的対応の決定は、各社の事情に応じて各社が決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受ける他、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受ける体制としている。
- ② 親会社との賃貸借契約等の利益相反取引については、取締役会で投資採算等の審議を行い、可及的に市場価格での取引として利益を損ねない方策を講じる。
- ③ グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
- ④ 子会社においては、当社から役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当取締役は定期的に業務及び取締役の職務の執行の状況を当社取締役会で報告するものとする。
- ⑤ 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前審議を行い、必要な管理を行う。

(7) 監査役補助者の独立性等、監査役監査の実効性を確保する体制

常勤監査役が監査計画案及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接に実施することにより、監査業務の独立性の確保に努める。ただし、監査役が補助する使用人を求めた場合、補助業務をするものを配置する。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、当社の取締役会等の重要な会議において、適時担当する業務の執行状況又は監査の実施状況の報告をする。
- ② 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、監査役会の定めるところに従い、次の事項につき監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - 1) 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - 2) 当社の内部監査を担当する部門の活動状況
 - 3) 当社の重要な会計方針、会計基準並びにその変更
 - 4) 重要開示事項の内容
 - 5) 重要な会議議事録並びに業務文書
 - 6) 当社に重大な損失が発生する可能性が生じた事実
 - 7) その他監査役が必要とする情報

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は子会社も含め全使用人に対し、内部通報制度を周知し運用しており、前号の報告をしたことを理由に報告者が不利な取り扱いを受けないための対応を採る。なお、通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲である場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められない場合を除き、速やかに処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の課題について、必要に応じ意見の交換を行うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行にあたっては、「イオンの基本理念」に則り、当社が定める「コックス行動規範」、「コックスビジネス行動指針」を行動の基本とし、法令若しくは定款の違反を未然に防止しております。
- (2) 取締役会を16回開催し、経営上の重要事項の決議や報告を行っております。
- (3) 監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、議案、審議等に関して、適宜発言しております。また、監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行っております。更に、会計監査人や内部監査部門と積極的に情報交換し、当社の業務の適正を確保する体制を確認しております。
- (4) 当社は、内部統制全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役が参加する内部統制委員会を設置しております。当委員会を月1回開催し、現状の内部統制の状況に関する報告と早期の問題事案の把握に努めております。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率は四捨五入により表示しております。

1. 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[8,073,374]	[流動負債]	[3,390,639]
現金及び預金	3,889,391	支払手形及び買掛金	957,315
売掛金	41,847	電子記録債務	714,804
売上預け金	458,502	未払金	522,968
棚卸資産	1,949,620	未払法人税等	229,398
未収入金	98,340	未払費用	369,369
関係会社預け金	1,500,000	賞与引当金	316,564
その他の他	136,304	役員業績報酬引当金	25,792
貸倒引当金	△632	店舗閉鎖損失引当金	12,465
[固定資産]	[5,173,646]	ポイント引当金	7,548
(有形固定資産)	(198,461)	契約負債	9,347
建物及び構築物	101,537	資産除去債務	14,137
器具備品	58,916	預り金	22,167
その他の他	38,007	未払消費税等	181,700
(無形固定資産)	(64,527)	その他の他	7,061
ソフトウェア	64,527	[固定負債]	[944,314]
(投資その他の資産)	(4,910,657)	繰延税金負債	256,709
投資有価証券	2,890,321	資産除去債務	687,605
長期前払費用	3,491	負債合計	4,334,954
差入保証金	1,659,526	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	358,309	[株主資本]	[7,532,091]
その他の他	500	(資本金)	(4,503,148)
貸倒引当金	△1,492	(資本剰余金)	(5,352,136)
		(利益剰余金)	(△2,286,125)
		(自己株式)	(△37,068)
		[その他の包括利益累計額]	[1,370,634]
		(その他有価証券評価差額金)	1,003,210
		(繰延ヘッジ損益)	46,638
		(為替換算調整勘定)	51,545
		(退職給付に係る調整累計額)	269,240
		[新株予約権]	[9,341]
		純資産合計	8,912,066
資産合計	13,247,020	負債・純資産合計	13,247,020

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結損益計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上	高					15,302,247
売 上 原 価	価					5,734,034
売 上 総 利 益	益					9,568,213
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費					8,304,766
営 業 利 益	益					1,263,446
営 業 外 収 益	益					
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	83,794				
雑 収	入	5,982				89,776
営 業 外 費 用	用					
支 払 利 息	息	66				
為 替 差 損	損	24,282				
店 舗 事 故 損 失	失	2,777				
雑 損 失	失	2,746				29,872
経 常 利 益	益					1,323,350
特 別 損 失	失					
固 定 資 産 除 却 損 失	損 失	1,578				
災 害 に よ る 損 失	損 失	245				
減 損 損 失	損 失	400				2,224
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益					1,321,125
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		324,319				
法 人 税 等 調 整 額	額	△199,760				124,558
当 期 純 利 益	益					1,196,567
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	益					1,196,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日
至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,503,148	5,352,136	△3,482,692	△37,061	6,335,530
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,196,567		1,196,567
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,196,567	△6	1,196,560
当 期 末 残 高	4,503,148	5,352,136	△2,286,125	△37,068	7,532,091

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額等合計		
当 期 首 残 高	1,026,492	－	46,948	200,592	1,274,033	2,998	7,612,563
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純利益							1,196,567
自 己 株 式 の 取 得							△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△23,282	46,638	4,596	68,647	96,600	6,342	102,942
当 期 変 動 額 合 計	△23,282	46,638	4,596	68,647	96,600	6,342	1,299,503
当 期 末 残 高	1,003,210	46,638	51,545	269,240	1,370,634	9,341	8,912,066

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[8,012,934]	[流動負債]	[3,390,159]
現金及び預金	3,833,236	買掛金	957,315
売掛金	41,133	電子記録債権	714,804
売上預け金	458,502	未払金	526,505
商貯蔵品	1,946,651	未払法人税等	229,398
前払費用	2,969	未払費用	365,711
未収入金	54,971	賞与引当金	316,564
関係会社預け金	94,862	役員業績報酬引当金	25,792
その他の他金	1,500,000	店舗閉鎖損失引当金	12,465
貸倒引当金	81,239	契約負債	9,347
	△632	ポイント引当金	7,548
[固定資産]	[4,871,378]	資産除去債務	14,137
(有形固定資産)	(195,103)	預り金	21,807
建物	101,537	未払消費税等	181,700
器具備品	58,744	その他	7,061
その他の他	34,821	[固定負債]	[855,245]
(無形固定資産)	(64,527)	退職給付引当金	20,214
ソフトウェア	64,527	繰延税金負債	147,424
(投資その他の資産)	(4,611,747)	資産除去債務	687,605
投資有価証券	2,890,321	負債合計	4,245,404
出資金	500	(純資産の部)	
関係会社出資金	82,855	[株主資本]	[7,579,717]
長期前払費用	3,491	(資本金)	(4,503,148)
差入保証金	1,658,642	(資本剰余金)	(5,352,136)
貸倒引当金	△1,492	資本準備金	2,251,574
投資損失引当金	△22,572	その他資本剰余金	3,100,561
		(利益剰余金)	(△2,238,498)
		その他利益剰余金	△2,238,498
		繰越利益剰余金	△2,238,498
		(自己株式)	(△37,068)
		[評価・換算差額等]	[1,049,849]
		(その他有価証券評価差額金)	(1,003,210)
		(繰延ヘッジ損益)	(46,638)
		[新株予約権]	[9,341]
資産合計	12,884,312	純資産合計	8,638,907
		負債・純資産合計	12,884,312

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損 益 計 算 書

(自 2024年 3 月 1 日)
(至 2025年 2 月 28日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上	高					15,294,781
売 上 原 価	価					5,734,034
売 上 総 利 益	益					9,560,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費					8,295,680
営 業 利 益	益					1,265,067
営 業 外 収 益	益					
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	83,761				
雑 収 入	入	12,181				95,943
営 業 外 費 用	用					
為 替 差 損	損	23,582				
店 舗 事 故 損 失	失	2,777				
雑 損 失	失	230				26,591
経 常 利 益	益					1,334,419
特 別 損 失	失					
減 損 損 失	失	400				
災 害 に よ る 損 失	失	245				
固 定 資 産 除 却 損	損	1,578				2,224
税 引 前 当 期 純 利 益	益					1,332,194
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	328,008				
法 人 税 等 調 整 額	額	△199,760				128,248
当 期 純 利 益	益					1,203,946

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剩 余 金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	4,503,148	2,251,574	3,100,561	5,352,136	△3,442,445	△3,442,445	△37,061	6,375,777
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					1,203,946	1,203,946		1,203,946
自 己 株 式 の 取 得							△6	△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	1,203,946	1,203,946	△6	1,203,939
当 期 末 残 高	4,503,148	2,251,574	3,100,561	5,352,136	△2,238,498	△2,238,498	△37,068	7,579,717

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,026,492	－	1,026,492	2,998	7,405,269
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					1,203,946
自 己 株 式 の 取 得					△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△23,282	46,638	23,356	6,342	29,698
当 期 変 動 額 合 計	△23,282	46,638	23,356	6,342	1,233,638
当 期 末 残 高	1,003,210	46,638	1,049,849	9,341	8,638,907

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

株式会社 コックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥津佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コックスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

株式会社 コックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥津佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山行央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コックスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員が一致した意見として、本報告書を作成し以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の董事会に出席し子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

株式会社コックス監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	酒 井 慶 美 ㊞
社 外 監 査 役	長谷部 啓 ㊞
監 査 役	森 岡 裕 文 ㊞
監 査 役	村 上 竹 司 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号
プラザANSビル 2階ホール
☎03-3865-7212

交通機関 都営地下鉄
浅草線 人形町駅（A4出口 徒歩6分）
東日本橋駅（B1出口 徒歩4分）
新宿線 浜町駅（A1出口 徒歩2分）
馬喰横山駅（A3出口 徒歩8分）
東京メトロ
日比谷線 人形町駅（A4出口 徒歩6分）
半蔵門線 水天宮前駅（7番出口 徒歩15分）
JR総武線 馬喰町駅（徒歩8分）



木を植えています

私たちはイオンです